

第 17 回 宇都宮市景観審議会 議事録

平成 31 年 1 月 16 日 (水)

午後 3 : 30 ~

14A 会議室

出席委員

1 号委員 (学識経験者)

山島哲夫委員, 小花伸子委員, 中野公吾委員

2 号委員 (関係団体代表)

神原敦子委員, 木内久生委員, 檜原貞亮委員, 菊池清孝委員

3 号委員 (関係行政機関)

上原重賢委員(代理), 中島堯男委員(代理), 阿部英之委員(代理)

(計 10 名)

欠席委員

1 号委員 (学識経験者)

古賀誉章委員, 花田千絵委員, 前橋明朗委員, 安森亮雄委員

2 号委員 (関係団体代表)

末長修一委員

4 号委員 (市民公募)

土橋優平委員, 北上翔委員

(計 7 名)

出席幹事

塚田浩幹事, 高橋功幹事, 高橋裕司幹事

(3 名)

臨時幹事

平手義章幹事 (都市整備部参事)

(1 名)

事務局

【司会】 石川弘書記

【傍聴人受付】 伊澤美江子書記

【写真・録音】 藤田直美書記

【書記】 神山浩幸書記, 田中雄志書記, 垣生聡書記

尾畑ゆいか書記

(7 名)

石川書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ごさいます。

(資料確認)

石川書記

本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としては、事前にお送りしております、

- ・ 第17回宇都宮市景観審議会次第
- ・ 宇都宮市景観審議会委員名簿
- ・ 諮問書

「宇都宮市景観計画の改定について（諮問）」

- ・ 諮問事項

「宇都宮市景観計画の改定について」

- ・ 資料1-1

「宇都宮市景観計画（改定素案）【概要】」

- ・ 資料1-2

「宇都宮市景観計画（改定素案）【本編】」

- ・ 参考資料

「景観審議会における主な意見等」

そして、本日、机上に配布しております

- ・ その他の事項として、

「LRT沿線における屋外広告物の規制・誘導について」

となります。

以上、不足しているものがありましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

< 1. 開会 >

石川書記

それでは、ただ今から第17回 宇都宮市景観審議会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、山島会長からご挨拶をいただきたいと思ひます。

< 2. 挨拶 >

山島会長

皆さんこんにちは。寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。今回は、以前諮問いただいて一度議論いたしました、景観計画のパブリックコメント前の最終案ということで、今日の議論をふまえてパブリックコメントにいくという

ことになっています。

それからもう一つ、新しい議題として、これからLRTができてきますが、沿線の屋外広告物をどう考えていけばよいかということについて、ご意見をいただくということになっておりますので、よろしくお願い致します。

石川書記

ありがとうございました。

引き続き、ここからの進行は、山島会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

山島会長

それでは、次第に従いまして、進めてまいります。

<定足数報告>

山島会長

はじめに、本会の成立について、事務局より報告をお願いします。

神山書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は10名でございます。

これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条でございます、審議会は委員の過半数の出席をもって開催する旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

<会議の公開>

山島会長

続きまして、本会議の公開についてですが、本日の議案につきましては、個人情報等を含む案件ではございませんので、公開としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

山島会長

それでは、そのように進めてまいります。

山島会長

続きまして、事務局より本日の傍聴者の報告をいたします。

神山書記

本日の会議については、傍聴定員10名のところ、現在、傍聴者は記者が1名となっていることをご報告いたします。

山島会長

審議の公開に際し、傍聴者の方へ申し上げます。お手元の傍聴要領に記載してあることをよくお読みになって、審議の進行

にご協力ください。

また、記者の方へ再度申し上げます。写真やビデオ撮影につきましては、議事に入る前まででお願いします。

<議事録

署名委員指名>

山島会長

それでは、会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当審議会運営要領第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、中野公吾委員と檜原貞亮委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

<3. 議事>

山島会長

それでは、議事に入ります。

本日の議事といたしまして、議案は1件であり、開催通知でご案内がありましたとおり、宇都宮市景観計画の改定についてでございます。

それでは事務局から説明をお願いします。

高橋裕幹事

それでは、宇都宮市景観計画の改定について、ご説明させていただきます。

諮問事項宇都宮市景観計画の改定についてをご覧ください。

まず、趣旨ですが、景観計画の改定素案を取りまとめましたことから、その内容につきまして、お諮りするものでございます。

まず、1の計画の目的についてであります。本市におきましては、これまで宇都宮市都市景観基本計画や宇都宮市景観計画等に基づき、良好な景観形成に向けて取り組んできたところがあります。

このような中、上位計画であります、平成30年3月策定の第6次宇都宮市総合計画や、現在、策定中の次期都市計画マスタープランにおける将来のまちづくりとの整合、そしてLRT整備や日本遺産等の事業との連携など、本市、景観行政を取り巻く社会情勢の変化への早急な対応が必要でございます。

このようなことから、本市ならではの景観を保全・活用・創出することで、市民や来訪者が魅力と誇りを感じ、後世に継承すべき美しい宇都宮の形成に資するため、景観関連計画等の一体的な見直しを図りながら、改定するものであります。

次に、2の計画の位置付けについてであります。本計画は、景観法第8条の規定に基づく良好な景観の形成に関する計画であり、関連する様々な法律との連携を図りながら、総合的・横断的な施策の推進に取り組んでまいります。

また、第6次宇都宮市総合計画の分野別計画に掲げる、基本施策である、暮らしやすく魅力のある都市空間を形成する、を実現するための計画であり、都市計画マスタープランなどのまちづくりにおける計画との整合・連携を図ることといたします。

なお、都市景観基本計画等の景観関連計画を統合し、本市の景観施策の総合的な指針といたします。

次に、3 計画の構成についてであります。下の図にございますように、本計画は景観計画の背景・目的・位置付けなど5つの章からなる計画書本編と、市全域や景観形成重点地区等における行為の制限の内容や、良好な景観形成に取り組む主体として指定した景観整備機構などの具体的な事項をまとめた基準編により構成しております。

裏面をご覧ください。

次に、4 計画期間についてであります。現計画におきましては計画期間の定めはございませんでしたが、今回の計画改定にあたりまして、計画期間を平成31年度から平成40年度までの10年間とし、現在策定中の第3次都市計画マスタープランが見通す平成49年度を見据えた計画といたします。

次に、5 計画の内容及び特徴についてのうち、(1)内容についてでございますが、まず、前回の第16回景観審議会におきまして、委員の皆様からいただきましたご意見等に伴う修正につきましてご説明いたしますので、参考資料、景観審議会における主な意見等と、その対応をご覧ください。

まず、No.1 行為の制限の設定により、市がどのような景観を目指すのか、計画の段階から見えるように、サンプル（絵、写真など）を示せると分かりやすいにつきましてですが、良好な景観の形成に向けた適正な誘導が図れるよう、分かりやすい計画書とするほか、今後、手引き書などの作成を検討してまいります。

次にNo.2として、教育や意識啓発として、市民や事業者等への周知が大事であるということでございますが、これにつつま

しては、将来を担う子どもたちへの景観学習に取り組むとともに、様々な機会を捉えて本計画の周知に取り組んでいくことといたしました。

次にNo.3 大谷や大谷石の魅力発信が必要であるにつきましては、今後、本計画に基づき、大谷石の資源としての活用や、大谷石蔵などの建築物の保全・活用による良好な景観形成の推進、大谷や本市らしい景観の保全・創出に取り組むに当たりまして、関係部署、団体等と連携を図りながら、魅力発信に取り組んでまいります。

次にNo.4 宇都宮インターチェンジ周辺の景観をどのようにしていくのかにつきましては、本編、地域別の景観形成の方針の中の、北西部地域の景観形成の方向に下記のとおり反映いたしました。

こちらは計画書38ページに記載しており、グレーに網掛けをしている箇所でございますが、宇都宮インターチェンジ周辺における良好な景観の保全・創出につきましては、建築物、工作物、広告物及び太陽光発電施設の高さ、色、デザインについて、来訪者を意識した良好な景観形成に努めると反映したところであります。

次にNo.5 大谷街道の街並みについて、どのように来街者に魅力的に見せていくのかにつきましては、北西部地域の景観形成の方向に下記のとおり反映いたしました。

こちらにも計画書38ページに記載しておりますが、大谷地域のセンターコアまでの大谷街道やスマートインターチェンジからの街並みや連続して移り変わる景観の保全に取り組むと反映したところであります。

次にNo.6 J R宇都宮駅西口や東口の駅前における屋外広告物（老朽化したものを含む）や空き店舗等に対する景観をどのようにしていくのか。」につきましては、中央地域の景観形成の方向に下記のとおり反映いたしました。

こちらは計画書44ページに記載しておりますが、J R宇都宮駅周辺において、本市の顔としての魅力ある景観形成に取り組むと、また「広告物について、駅前の風格と美観に配慮した、デザイン、色彩、形状による整備、及び適正な維持管理に

取り組みますと反映したところであります。

次にNo.7 駅からの街並みについて、どのように来街者に魅力的に見せていくのかにつきましてですが、中央地域の景観形成の方向に下記のとおり反映いたしました。

こちらにも計画書44ページに記載しておりますが、大通りなどにおける、風格や美しさ、にぎわいを感じさせる歩いて楽しい沿道景観の保全・創出については、沿道商業施設の魅力と個性が感じられる街並みを形成しますと反映したところあります。

次にNo.8 LRTと沿線景観の統一により魅力ある街並みになると良いにつきましてですが、LRTが走行する中央地域及び東部地域における景観形成の方向に、各地域の特性に応じた沿道景観の形成やLRTの車窓からの眺めへの配慮などについて、それぞれ反映いたしました。

まず、計画書45ページをお開きください。下段の網掛けをしている箇所でございますが、中央地域におきまして、LRT沿線における景観づくりといたしまして、京都の玄関口、LRTの起点にふさわしい、風格ある道路空間を形成します、またLRTとその背景の街並みが一体となって、調和や賑わいを感じさせる沿道景観を形成しますなどと反映したところあります。

また計画書47ページをご覧ください。東部地域におきましては、住宅地景観ゾーンにはLRT沿線における景観づくりといたしまして、郊外の住宅地にふさわしい、落ち着いたある沿線景観を形成します、また東側に広がる田園及び鬼怒川に配慮した沿線景観を形成しますとし、工業流通景観ゾーンにはLRTの車窓からの眺めに配慮し、緑豊かで、開放的な、また清涼感のある工場群の沿線景観を形成しますなどと反映したところあります。

また計画書60ページをご覧ください。中段でございますが、LRT整備と連携した景観まちづくりとして、2段落目に景観資源の保全・活用を図りながら、各地域の特性に応じた、魅力的な沿線景観の創出に取り組めます。特に屋外広告物については、新たな規制・誘導により、LRTと調和した沿線の景観や良好な眺めの保全に取り組めますと反映したところあります。

先程の参考資料の裏面をご覧ください。

No. 9 景観形成重点地区について、指定済地区の一覧や、詳細は基準編に掲載している点について記載した方が良いにつきましては、こちらは計画書57ページに記載しておりますが、景観形成重点地区等に、現在指定している地区を本編に示すとともに、各地区の位置や区域、景観形成の目標、行為の制限については基準編のとおり定めますと反映いたしました。

次にNo. 10 歩道橋の塗り替え等に当たり、市の計画に関する説明会を開催するなど、周知できないかにつきましては、公共施設の維持管理に当たっての景観配慮について、下記のとおり反映いたしました。

こちらは計画書58ページに記載しておりますが、公共施設の整備にあたっては、周辺の魅力的な景観や資源を守り、または活かすとともに、整備の連続性に配慮しながら、構想や設計、施工、維持管理、更新と言った長いスパンに渡って、周辺景観に配慮した、地域の景観形成にふさわしい施設整備に取り組んでいきますと反映したところであります。

次にNo. 11 大谷石蔵集落群については、どのように対応していくのか。また、大谷石蔵等については、維持管理の困難さなどから失われていくものがあることから、支援策が必要につきましては、大谷石建築物の保全・活用と合わせて、大谷石蔵集落群について、下記のとおり反映いたしました。

こちらは計画書59ページに記載しておりますが、また大谷石蔵が集積した集落群は、大谷石による連続的なファサードが形成された、本市においても特徴的な景観となっておりますと反映したところであり、主な取組として大谷石建築物群の保全を追加したところであり、大谷石蔵などの保全・活用に向けて、所有者等への支援策を検討してまいります。

次にNo. 12 街路灯が暗く、夜間の安全や魅力創出に課題がある。夜間景観を創出する一方で、照らし過ぎによる光害もある。その抑制についても触れてほしいにつきましては、夜間景観の創出に当たっての配慮について、下記のとおり反映いたしました。

こちらにも計画書59ページに記載しておりますが、安全性、

快適性，美しさ，省エネルギーの観点も考慮のうえ，景観特性に応じた街全体の夜間景観を創出し，まちのにぎわいやまちへの愛着を生み出しますと反映したところであります。

次にNo.13 緑化は視覚的に非常に重要であるほか，木陰は特に夏の暑い日には大切であるなど，環境的にも重要であるにつきましてですが，新たに緑景観の保全・創出の項目を設け，下記のとおり反映いたしました。

こちらにも計画書59ページをご覧ください。

下段でございますが，4) 緑景観の保全・創出として，2段落目になります。郊外部の豊かな緑を保全するとともに，花や緑で街並みを彩るなど中心市街地の身近な場所における緑景観の創出を図ります。また，公共施設周囲や道路沿いの緑化を積極的に取り組むほか，花壇や植栽帯の設置による地域らしさの感じられる街並み景観を形成しますと反映したところであります。

以上が，前回の委員の皆様方からの意見と対応であります。

それでは，改めまして説明資料1-1の計画書の概要版と，説明資料1-2の計画書の本編資料により，計画の内容についてご説明いたします。

まず，説明資料1-1景観計画，改定素案，概要をご覧ください。

左上の第1章 景観計画の背景・目的・位置づけにつきましては，本計画の枠組み，基本的事項を取りまとめたものでございます。

これにつきましては，冒頭の諮問事項の中でご説明した内容でございますので，説明は割愛させていただきます。

次に第2章 宇都宮市の景観の現状と課題につきましてですが，こちらは，景観形成に向けた理念や方針，その実現に向けた取組等を定める前提として，自然や郷土，都市ごとに本市における景観特性を整理したほか，これまでの景観関連の施策や取組，そして本市が抱える景観上の課題等について取りまとめたものでございます。

次に，右側の第3章 良好な景観形成に関する方針でございますが，まず，1 良好な景観形成に向けた理念につきまして

は、現在の景観計画を踏襲し、宇都宮らしい美しい都市景観の形成とし、本市を特徴づける豊かな風土、暮らしやすい生活環境、都会と農村の共存など、都市としての魅力を高め、うつくしの都（美しい宇都宮）の実現を目指してまいります。

次に2 市全域における景観形成の基本方針につきましてですが、この理念に基づきまして、関係者が一体となって本市らしい都市景観の形成に取り組むため、まず（1）協働による景観形成の方針として、市民、事業者、行政が、それぞれの役割のもと、相互の連携・協働により取り組んでまいります。

また、（2）都市景観形成の方針」につきましては、景観特性を整理した自然、郷土、都市に基づき、やすらぎのある緑景観の保全、活用、創出など、本市の景観を特徴づけている緑、水辺、歴史・文化の保全・活用、及び街並み、道路・広場の調和といった、都市景観を構成する5つの要素ごとに景観形成の基本方針をまとめております。

また一方で、（3）地域別の景観形成方針として、本市を北西部地域などの5つに分類した地域ごとに、記載のような景観形成方針を掲げるとともに、土地利用の状況などから類型化した山地丘陵景観など5つの景観ゾーンに分け、景観形成の方向を別途、示しております。

次に、裏面の第4章 良好な景観形成に向けた取組につきましてですが、この章では、前章までの内容を踏まえ、良好な景観の形成に向けた取組を進めるため、景観の保全・創出に係る手法を取りまとめたものであり、景観形成に対する意識醸成など4つの柱で整理しております。

まず1 景観形成に対する意識醸成につきましてですが、良好な景観形成に向けた取組を広げていくため、市民一人ひとりの景観に対する意識高揚を図るため、意識啓発や次世代教育、市民参加型の啓発イベントについて、取り組むこととしております。

次に2 市民、事業者、市の協働による景観づくりにつきましてですが、市民、事業者、市の連携・協働による仕組みとして、景観形成の促進に向けた支援を図りながら、市民参加による景観づくりや、市民遺産制度等と連携した市民主体・市民協

働による景観づくりの促進に取り組んでまいります。

次に3 規制・誘導による景観形成につきましてですが、良好な景観を形成し、阻害することなく調和した都市景観に誘導するため、建築物等の規制・誘導や、新たに、景観に配慮した公共施設の整備等に取り組んでまいります。

特に、この良好な景観形成のための行為の制限につきましては、1) 行為の制限に関する基本的な考え方として、建築物や工作物、屋外広告物の意匠や色彩などに対する規制・誘導(行為の制限)について、必要な事項を定めるとともに、2) 景観形成重点地区等の指定の考え方として、市全域である景観計画区域のうち、特に良好な景観形成を図る必要がある地域を景観形成重点地区として指定し、景観形成の目標や具体的な基準を定め、地域特性に応じたきめ細かな景観の形成を図ることとしております。

また、関連する法制度の活用による景観形成に取り組むとともに、地域住民自ら景観形成に取り組む地域を景観形成推進地区に指定し、市民主体の景観づくりを促進してまいります。

次に3) 景観形成重点地区の指定方針につきましてですが、下記に掲げております、本市の誇れる景観として特徴的な箇所を、景観形成重点地区の候補地域に盛り込み、指定に取り組んでまいります。

ア 個性ある景観につきましては、本市にしかない個性が光る景観として、大谷地域や日光街道を対象に取り組むほか、イ郷土の景観につきましては、ふるさととして市民に親しまれている景観として、これまでの二荒の杜や鬼怒川の自然などのほか、清住町通りや本郷町通りの、土地区画整理事業が進められております、小幡・清住地区を新たに追加しております。

また、ウ まちのシンボル景観につきましては、これまでのまちづくりにおいて形成されてきた本市の顔となる景観として、これまでの釜川周辺やJR宇都宮駅周辺などのほか、LRT沿線などについて、今回新たに追加したところであります。

次に4 宇都宮市らしい景観づくりの推進につきましてですが、この事項は、今回の改定において新たに加えたものであり、(1) 特徴的な景観の保全・活用として、まず1) 大谷石建築物の保全・活用につきましては、市民協働による保全・活用を推進し、石の街うつのみやとしての魅力的な景観形成を図るこ

ととしております。

次に2) 眺望景観の保全・活用につきましては、観光振興、地域振興に向けた眺望景観の保全について取り組んでまいります。

次に3) 夜間景観の創出につきましては、景観資源のライトアップ等により、本市のさらなる魅力や回遊性の向上、及びにぎわいの創出につながる、良好な夜間景観の形成の促進に取り組んでまいります。

また4) 緑景観の保全・創出につきましては、豊かな緑を保全するとともに、花や緑による街並みを彩る修景植栽など、緑景観の創出を図ってまいります。

次に(2) 景観に関わる施策事業等との連携として、まず1) ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた拠点形成と連携した景観まちづくり」につきましては、各拠点の景観特性に応じた、景観形成のあり方等を検討してまいります。

次に2) L R T整備と連携した景観まちづくりにつきましては、各地域の特性に応じた良好な景観の形成や、屋外広告物に係る新たな規制・誘導によるL R Tと調和した沿線の景観や良好な眺めの保全に取り組んでまいります。

また3) 大谷地域における地域振興・観光振興等と連携した景観まちづくり」につきましては、今後の更なる魅力向上のため、地域振興、観光振興、及び日本遺産などの文化振興との連携を図りながら、大谷地域ならではの資源を活かした景観形成を推進してまいります。

次に第5章 計画の推進にあたってにつきましては、この章におきましては、本計画の推進体制について定めるとともに、計画の進行管理として、定期的に景観形成に係る取組の進捗状況の評価と、評価指標などを基に計画の評価を行いながら、着実に景観まちづくりを進めていくものでございます。

次に、右側、破線の枠内ですが基準編として、市全域の行為の制限(規制・誘導に係る実際の基準)の内容や、これまで指定してまいりました景観形成重点地区等の目標、方針、及び行為の制限や、景観重要公共施設、景観整備機構を取りまとめております。

最後に、諮問事項の裏面をご覧ください。

2 ページの 5 「計画の内容及び特徴について」のうち、(2) 特徴につきましては説明が重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

6 今後の進め方についてであります。平成30年度末の策定・公表に向けて、スケジュールに記載しておりますとおり、景観計画改定版（本編）について、1月23日から2月14日までパブリックコメントによる市民意見の聴取を行う予定となっております。

パブコメ後、2月に都市計画審議会の意見聴取ののち、3月に景観審議会の答申をいただき、今年度末に計画策定・公表してまいります。

以上で、資料の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

山島会長

事務局からの説明が終わりました。前回までで出た意見は、計画の本編にかなり具体的に書かれていますが、今の説明で不足している点があれば、ご指摘いただきたいと思います。他に新たに御意見・御質問等ありましたらお願いします。

小花委員

今頃で申し訳ないのですが、基準編の中に表現の違いを発見いたしました。3点ございます。

1点目は、例えば基準編の11ページ、色彩のところ、馬場・大工町・宮の橋のところにアクセントカラーとして外壁の5%と書いてあります。13ページを見ていただきますと、アクセントカラーとして外壁の20分の1以下と書かれております。いろいろな所で、〇〇分の1と〇%が混在しておりますので、理由があるのなら構わないのですが、そうでなければ統一した方がよいと思います。

2点目ですが、13ページに基調色・強調色・アクセントカラーと書いてありますが、実はアクセントカラーの日本語名が強調色で、強調色4分の1ということは強調色ではなくてサブカラー、あるいは第2基調色のことを指していると思います。強調色とアクセントカラーが両方別々のものとして出てしまうと混乱を招くと思いますので、強調色という書き方でない方がよいのではないのでしょうか。

3点目は、それに関係することで、6ページの別表1を見て

いただきたいのですが、アクセントカラーとして、屋根・外壁の4分の1の範囲においてとありますが、アクセントカラーというのは通常5～10%以内で収めるものなので、アクセントカラーとしてという書き方はおかしいのではないかと思います。先程強調色と書いていたサブカラーのことで、変化を持たせるためにという意味で書かれていると思うのですが、アクセントの使い方があちこち変わっているので、直していただけたらと思います。

山島会長

既に景観形成重点地区の行為の制限は出しているわけですよ。今回これで変えても構わないのでしょうか。

高橋裕幹事

言葉の使い方が正しくないということですよね。基準そのものが変わるわけではなく。

小花委員

意味が変わってきてしまうので。

山島会長

ただ、審議会で決めたものを出しているわけですから、審議会できちんと決めたいと変えられないわけですよ。今回ご指摘いただいたので、アクセントカラーか強調色かよく分からないので、小花委員によく聞いてきちんと矛盾がないようにしていただいて、パブコメでもそういった形を出していただいた方が良くもしいかなですね。今まで出しているものが今回変更になっても良いわけですね。

高橋裕幹事

制限を変えるわけではありませんので。

山島会長

指摘していただいたので、変えなくてはなりませんね。

高橋裕幹事

5%も20分の1もどちらも数値としては同じなので、どちらかにした方が良くということですね。

小花委員

一つ目はそうです。あとの二つの方が大きいです。

山島会長

4分の1にしているところがアクセントカラーではなくて、サブカラーなのではないかということなので、たぶん運用は同じだと思うのですが、そこは整理していただいた方が良くね。

檜原委員

細かい話ですけれど、一番ポイントになるところがやはり大谷のようなので、大谷の所を細かく見させていただきましたが、No.11の意見で、大谷石蔵集落群について支援策が必要ではないかと書いてあり、対応案の所には支援策を検討していくと書いてありますが、本編では59ページに保全という言葉は入っていますけれど、支援策の検討というのは計画の中には入らないのでしょうか。本編の大谷石建築物の保全・活用に、大谷石蔵集落群も含んでいるという意味ですか。

主な取組の下の2つ、大谷石建築物の保全・活用に向けた支援に関する手法の検討と大谷石建築物群の保全をもって、この意見に対しては答えているということですね。

高橋裕幹事

その通りです。大谷石建築物と、それが連坦して特徴的な景観を形成している大谷石建築物群について、今後、支援策などを検討し、本市ならではの魅力的な景観形成を図ってまいります。

山島会長

これは景観計画なので、この中で保全をどう支援していくかということを書くと、変だということだと思いますね。おそらく、大谷石はいろいろな形で保全をやっていくのだと思いますが、景観計画の中で保全が必要だということと、それに取り組んでいくということだけを市として明らかにして、具体的には市としてこれに基づいていろいろな施策をやっていく、というふうに理解していただければ良いかと思います。

檜原委員

景観計画の中で、支援に関する手法をこれから検討するということを行っているということですね。

木内委員

この後話が出てくるLR Tの部分が、すごく興味深いと思っております。新しい沿線ができるということは、新たなビジネスチャンスであるとともに、逆に乱立することによって業界のイメージが悪くなるということは本望ではないので、規制というか、まちなみに沿った景観づくりに、我々の業界も貢献できれば良いと思っております。

山島会長

後半のLR T関係の議題については木内さんにお願いますので、よろしくお願います。

菊池委員	No. 13の緑に関しては、59ページの緑景観の保全・創出ということであっていただいて、本当にありがとうございます。表現的にはこの通りであって、特に私の方で意見はありません。あとは具体的な話になってくるかと思しますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。
神原委員	大谷石建築物の保全ということで、景観資源なので保全をするという話がありましたが、既にいくつかカフェなど、違う形で大谷石の蔵がうまく使われている事例もたくさんあります。もともと蔵なので、カフェなど人が過ごす場としてうまく再利用されているかという点、陽当たりや断熱がきちんとされていないので、実は冬はすごく寒くてひざ掛けがないと行けないとか問題があります。うまく利用するには設備面とかの改修が必要ですし、もちろん構造的にもきちんと見直していかなければいけないということもあると思ひますので、その辺は具体的に支援策が出てくるのかなと思ひています。
山島会長	大谷石建築物の利用について、ご存知だと思ひますけれども、市としても、コンバージョンする際のいろいろ保全策をやっていますね。蔵はカフェにすると凄く雰囲気が良いですよ。うまく使っているところはたくさんありますから、それなりにたぶん気にしているとは思ひのですが。
神原委員	蔵単体と、蔵の周辺を含めてまちと繋げていけたら良いとおもいます。
垣生書記	市の方でも、中心市街地や大谷地域を始め、市内全域で観光の施設を対象に、大谷石の内外装や設備など、お店等に活用する際の補助制度を設けておまして、お話にあった耐震関係なども対象になっているものもございます。景観の方と連携しながら、大谷石蔵を保全・活用して、いろいろな方に見ていただけるように図っていきたくて考えております。
山島会長	無くなると、もうできませんからね。
上原委員(代理)	道路の関係で言いますと、電柱などは、景観として見ていく中で、どこかに何か盛り込まれているのでしょうか。 今やっている規制ですと、これから電柱は新たには建てては

いけないということになっており，無電柱化も進めているのですが，特に大谷地区の中でどこまでどのような規制が入ってくるのかというのがあります。

山島会長

道路の方は，電柱と街路樹の問題もあります。L R Tで街路樹を切ってしまうところも出てくるので，難しいことではあります。

中島委員(代理)

前回途中退席してお話できなかったのですが，計画書14ページに宇都宮らしい街路樹とあり，トチノキ並木とイチョウと書いてありますので，まさにシンボルロードのことを表現されているのですが，せっかく宇都宮の景観計画としてまとめているなかで，トチノキ並木だけでなく，大イチョウに前後してイチョウ並木もありますので，その辺の表現がどうなのかと思っていたところでした。栃木県の県都としてのシンボルのトチノキと，宇都宮市の中心としてシンボルの大イチョウとその前後の並木と，そういうものも表現できたら良いのではないかと思っていたところです。

山島会長

他にも何か記載した方が良いということでしょうか。

中島委員(代理)

十分これで街路樹として成立はするのですが，シンボリックな大イチョウにイチョウ並木もありますということを，市として出した方が良いのではないかと。

山島会長

大イチョウは街路樹ではないですよ。街路の上に立っていないし。

塚田幹事

並木としての記載をもう少し書いた方が良いという趣旨だと思しますので，十分検討させていただきたいと思います。

山島会長

もともと県庁の前にあった木もみんな切りましたね。

中島委員(代理)

一部は移植されています。かなり長寿な木だったものですから。

中野委員

でき上がった後のことになりますが，かなり情報量が多く，いろいろな計画が絡んでくるとは思いますが，今後の運用の時の

検索性はどのような形になるのですか。

本編と基準編の冊子を一生懸命勉強しなければいけなくなります。実際、計画に関わる側の専門家は良いと思いますが、普通の方が家を建てる時などに、ちょっと知りたいという場合、例えば今だとアプリなども作られていて、何か知りたいときに該当項目が全部見られるとか、そういうのがあると良いと思いました。

高橋裕幹事

実際は、行為の制限のルールの部分については、景観形成重点地区ごとにパンフレットを作っております。また景観計画の市全体のルールなどはパンフレットを作って窓口での配布やHP上でも検索できるようにしております。

山島会長

概要版のような薄いのがあっても良いですが、概要版にすると正確じゃないかもしれません。ただ、前の計画に比べると、随分分かりやすくなりました。他都市の景観計画も関わっておりますけれど、全体的にまとまっていて、これ1冊を見ると分かるというのはすごくありがたいです。授業をする時はこれが1冊あれば良い。そういう意味で、かなりうまく宇都宮の景観がまとまっていて、すごく分かりやすくなったと思っています。活用の方法や、どのようにPRするかはまたご検討ください。

垣生書記

今の景観計画につきましても概要版を作っておりますので、この景観計画がまとまり次第、そのような概要版を作成する予定であります。今ご指摘いただいたことも踏まえて、分かりやすく、お調べいただきやすいようなものを作成できるように心掛けていきたいと思っております。

山島会長

街路樹のところの表現を工夫していただければ工夫していただいて、小花委員の意見についてはきちんと対応していただいて、それを基にパブコメという形になるということで、他にご意見があればお願いします。

塚田幹事

先程お話がありました街路樹について、ご意見を聞いていて、日本の百選なんか選ばれている日光街道の桜並木などが抜けているのではないかと思います。

山島会長

それもありませんね。宇都宮らしいということそうですね。大

イチョウだと並木ではないし，トチノキの並木は良いけれど，ページにうまく収まるかどうか。

塚田幹事 ちょっと特徴的に，12ページあたりには写真は載っているけれど文言が入ってありません。

山島会長 イチョウ並木も桜並木も入っていますね。

高橋裕幹事 季節で色が変わるので，2) 気候・季節に入っております。

山島会長 並木がこれだけではないと，桜並木といろいろな並木があると。このイチョウ並木は駅東公園ですね。公園の中だけれど，歩道だから並木ですね。ここも良い並木ですよ。

塚田幹事 ご指摘を受けた部分は工夫してみます。

山島会長 それでは，そのような形で少し変えていただいて，パブコメということで，御意見・御質問も出尽くしたようですので，「宇都宮市景観計画の改定について」はよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

山島会長 なお，この宇都宮市景観計画の改定につきましては，引き続き審議を行ってまいりますので，よろしくお願いいたします。
本日の議事は以上でございます。

< 4. その他 >

山島会長 続きまして，その他の事項に入ります。

本日は事務局から1件，L R T沿線における屋外広告物の規制・誘導について説明がございます。

事務局から説明をお願いします。

垣生書記 本日机上配布させていただきました資料その他のご説明をさせていただきます。

まず趣旨でございますが，先行整備されるJ R 宇都宮駅東側のL R T沿線における屋外広告物規制について，今後の規制誘導の方向性と進め方について報告するものでございます。

1 目的ですが，新たな景観が創出されるL R Tの沿線においては，整備に伴い，野立広告物等の自家用外の屋外広告物掲出の新たな需要が想定されることから，L R Tが走る美しい景観，車窓からの美しい眺望を保全・創出するため，L R T沿線の屋外広告物の規制・誘導方策について検討するものでございます。

次に，2 L R T沿線の自家用外広告物の課題と規制誘導の考え方（案）でございますが，別紙の地図も合わせてご覧ください。

まず，地図の方からご説明いたします。

左下に許可地域や規制基準の記載がありますが，規制基準に関しまして，現在の許可基準は，第1種・沿道型・第2種・第3種の4つに地域を分けており，第1種と沿道型が市街化調整区域，第2種と第3種が市街化区域に属しております。

特に，今回のL R T沿線におきましては，J R宇都宮駅東口，駅前の景観形成重点地区から始まり，一番規制が緩やかなオレンジ色の第3種許可地域，ピンク色の第2種許可地域，ベルモール周辺の第3種許可地域，ここまでが市街化区域になっておりまして，そこから市街化調整区域である黄色の第1種許可地域に入り，国道新4号のところの沿道型許可地域，鬼怒川や田園地帯が広がる第1種許可地域，そして沿道型許可地域を挟みまして，オレンジ色の清原工業団地が第3種許可地域になっております。そこから北上いたしまして，第1種許可地域を通り，テクノポリス，ゆいの杜の第2種・第3種許可地域を通過して芳賀町に抜けていくというルートになっております。

また，地図上に赤い線の部分が4箇所ございますが，これは国道4号との交差点や鬼怒川を渡る箇所などで，L R Tが高架になる箇所を示しています。

それでは，資料その他にお戻りください。

2の表でございますが，市街化区域と市街化調整区域に分かれており，まず市街化区域の規制の現状ですが，第2種・第3種許可地域に分かれております。その中で，L R T沿線の広告物の掲出状況につきましては，国道4号線より東側やゆいの杜に数件掲出されております。それに伴う，想定される課題ですが，沿線への広告物の掲出により沿道景観への阻害が考えられます。また，次の市街化調整区域でも言えることではありますが，

特に、今後整備される停留場周辺や交差点付近において新たな広告物の掲出が想定されます。

次に市街化調整区域につきましては、規制の現状が第1種許可地域・沿道型許可地域になっておりまして、広告物の掲出状況につきましては、新設軌道でありますため、整備が進められている沿線には現在掲出はございませんが、平石地区内の向田線沿いなどに掲出が見られます。想定される課題につきましては、先程地図でご説明いたしました高架区間が多くを占め、その周辺に広告物が掲出されることにより、L R T車窓からの眺望や田園風景が阻害される可能性が大きく考えられます。

このようなL R T沿線における広告物の現状や、想定される課題に基づく規制誘導の考え方といたしましては、全国初の新設軌道であるL R Tにふさわしい魅力ある景観を保全・創出し、次の世代に継承していくためには、基本的に広告物は掲出されないことが望ましいと考えるため、L R T沿線の広告物の規制・誘導を図る、でございます。

次に、3の既に許可を受けている、現在掲出されている広告物の経過措置ですが、条例の改正前に許可を受けている広告物につきましては経過措置を設けたいと考えております。現在、広告物の許可期間が最大3年間であるため、改正条例の施行から3年間は表示できることとすると考えております。

次に、4 今後の取り組みでございますが、関係団体へのヒアリングや景観審議会の委員の皆様からのご意見を伺いながら、規制・誘導方策を検討してまいりたいと考えております。

資料の説明については以上でございますが、ここで、L R T沿線の広告物の現状や、L R Tが走行するイメージ動画などをご用意しておりますので、そちらをご覧いただいたうえで意見を伺いたいと思います。

尾畑書記

L R Tの広報が作っております、芳賀宇都宮L R T導入イメージ動画というものが約4分間ございますので、まずはそちらをご覧ください。

【動画再生】

動画は以上となります。

次に現況写真をご覧ください。JR宇都宮駅東口からご案内をいたします。

まず宇都宮駅東口ですが、こちらは景観形成重点地区に指定しております。自家用外の広告物につきましては原則、一部のゾーンを除きまして掲出ができない規制となっている地区でございます。写真をご覧くださいと、周辺には自家用外広告物が掲出されていないことがお分かり頂けると思います。

続きまして、産業通りと鬼怒通りの陽東3丁目交差点でございます。こちらの場所は、皆さんご覧になったことがあるかとは思いますが、現状は広告物が集積して掲出されております。最近、板面が取られているものもございましたが、この形状のまま掲出が続いている状態です。

次に、陽東5丁目、こちらも鬼怒通り沿いですが、ベルモールより少し東側にある交差点です。こちらには2基、自家用外広告物が掲出されています。

市街化調整区域に移りまして、LRTが幼稚園の西側を通過していく形になります。国道新4号から西側を向いて撮った写真です。今は田園風景が広がっております。

次に、国道新4号を越えて東側の下平出町です。平石中央小学校付近をLRTが通ります。

続きまして、先程の資料その他にもありました通り、現況では市街化調整区域に広告物の掲出は見られませんが、下平出交差点、向田線沿いには自家用外広告物の掲出が見られます。

鬼怒川の西側の堤防から上がった所から写真を撮りました。日光連山が望めるような、眺望景観が楽しめる場所となっております。

鬼怒川東側も、同じように堤防の上から撮りました。こちらは橋梁を通過していく区間となります。北側に向けて撮った写真と南側に向けた写真になります。写真では見にくいですが、筑波山が見えておりまして、実際の橋梁の高さが一番高いところ

で10メートルほどありますので、そういった風景も見えるような場所になります。

続きまして、下竹下の停留所予定地付近は、清原工業団地に続く、高架区間となっております。

ゆいの杜に移りまして、野高谷町の交差点から刈沼町の交差点に向かう間ですが、進行方向を芳賀に向かうところに、自家用外広告物の掲出が見られ、芳賀から宇都宮に向かう方面でも、自家用外広告物の掲出が見られる箇所がございます。

また、道路拡幅に伴う広告物の掲出事例といたしまして、LRT沿線ではないですが、雀宮の安塚街道入口の交差点ですが、道路の拡幅に伴い広告物が新たに掲出された事例の場所です。合計3カ所、交差点に集積された自家用外広告物が見られる状況です。

また、作新学院前の護国神社との交差点になります。こちらにも、自家用外広告物が集積している現状が見られます。

続きまして、市街化調整区域区間におけるCGアニメーションを用いまして、現状の規制基準に基づいて広告物が掲出されたときの様子が分かるアニメーションです。現在の許可基準である、広告物の相互間距離が、設置間隔30メートル、軌道敷きから約5メートルで設置した場合の例です。

市街化調整区域が始まる区間からですので、鬼怒通りから田園に向かっていくあたりの場所がスタート地点になります。こちらは高架になっており、平出の停留所に向けて下がっていく形でございます。両サイドに並べられた広告物につきましては、広告板の高さが3メートル、広告塔については6メートルの許可基準で設置されているものです。表示面積については1面が10平方メートルで、現在の第1種許可地域の基準に合わせたもので設置された場合を想定して作ったものです。

国道新4号を潜るような形で抜けまして、下平出の方へ抜けていく形です。直線で見ると、一気にすべてが目に入ってくるような状況になります。

この動画は正面を向いたものですが、進行方向に垂直の景観として、北側に日光連山を眺望できるような動画もございましたので、そちらもご覧ください。

軌道敷きから5メートルに設定しておりまして、LRTの速度が40キロメートル毎時ということで、その速度で見ると広告物は一瞬で過ぎますが、遠目で見ると広告物が常に目に入ってくる形になるかと思えます。

この先が国道新4号、カーブして平出の停留所に向かう箇所です。こちらでは日光連山の景観が車窓から楽しめます。広告物同士の相互間距離30メートルで設置されたものとしております。

動画は以上になります。

このようなモニタージュ写真等を使いまして、今後規制・誘導の方策について検討していこうと考えております。

事務局からの説明は以上です。

山島会長

ありがとうございました。

今日はどこまで議論を進めましょうか。

高橋裕幹事

本日は、LRT沿線の広告物の規制・誘導について、今後いろいろ検討していきますというキックオフ的なご報告ですので、様々な観点からのご意見をお願いしたいと思えます。

山島会長

では、自由に見た感想などお願いします。

木内委員

正面から見ると大変多いかなという気がしますが、乗客から見れば側面からになるので、どうなのかなと。自分が広告主や事業主だとしたらどこに掲出するかというと、やはり停留所付近や交差点付近かなと思えます。そうした時に、形状が違ってバラバラだと、見た目もすごく良くないと思えます。そのため、ある一定の規制というのは必要だと思えます。逆に、広告物を掲出できるスペースを設けて、そこを市が有料にして広告物を出すのであれば、その部分が収入になるのではないかとということも少し思いました。

山島会長

栃木県内も高速道路から500メートルくらいを規制し、家用外広告物を禁止するということをいくつかやっていますね。LRTが走るところで5メートルとかだと誰も見ないから作らないと思えますけど、やはりある程度は、今無いところは

完全に禁止にできるのではないかと思います。おっしゃるように、スペースを決めてやるということであれば、例えばパリでやっているように広告の形を決めて、そこにしか広告物を掲出できないという、きれいな広告塔のようなものを作っていますよね。そのようなものをトランジットセンターや駅に作るというのはあり得るかもしれないですよ。

どのようにしていったら良いかというご意見を、自由にお願ひします。

檜原委員

今の映像は背景がとてもきれいですが、実際は既に通りがあったりするので、その辺でイメージが少し違うかなと思いましたが、難しいところですよ。商業者からすればコマーシャルしたいと思うでしょうし、一方で東京の山手線などのようにずっと広告を見ながら乗っているような状況になると、どうなのかなとも思ってしまう。規制、ルールについて検討していくのは良いのかなと思って見ていました。

山島会長

市街地の中は、比較的仕方ないところはあると思うけれど、黄色の第1種許可地域のところですよ。それと、工業団地は自主規制してもらえば良いですよ。持ち主は皆大きな会社ですから、木内委員のところモデル的な広告の案を出して、そういうもの以外は作らないようにしてしまえば良いわけですね。そうするとそれを守っていくことになる。第1種許可地域をどう守っていくかですね。

中島委員（代理）

どういうイメージで今後規制していくのか悩むところですが、今回添付いただいている地図によると、市街化調整区域のところは第1種許可地域ですから、一番規制が厳しい地域ですね。面積的に一番小さいエリア。その地域でも先程のCGアニメーションのようなイメージの看板ができてしまうということであって、沿道型許可地域だと、もっと大きなものも掲出できてしまうということなので。パンフレットの裏に規制図があり、左下に許可地域と禁止地域が載っています。日光街道、東北道沿線、あるいは北関東道沿線のような禁止地域まで規制をしていくのか、ということになってくると思います。東北新幹線、宇都宮線、さらには東武宇都宮線沿いの市街化調整区域のところは沿道型許可地域になっているのが現状ですので、それと同じようにしてしまうと、今よりも規制が緩くなってしまうかと

思いますので、思い切って先程の日光連山や宇都宮の丘陵地の景観を守っていきたいということでしたら、禁止地域を検討する必要があるのかなと思います。

山島会長

沿道型で、例えば那須塩原の駅から西に行くところは、禁止地域にしていますよね。栃木県内でも禁止地域は道路沿いにかなりあります。LRTの沿線を禁止地域にしてもおかしくはないですね。どの範囲でやるかということと、トランジットセンターや駅の所だけ除いて、規格を決めてやるという方法もあります。今広告物が建っている場所をやると3年以内に撤去をとということになってしまいますけれども、LRTは宇都宮の宝ですから、今田んぼで何も無いところについては、どのように掲出すれば良いかですね。それから、許可地域の許可基準を変えるというのはできるのでしょうか。例えば許可基準の中で、この地域はさらにこういう許可基準でやります、という方法もあるし、一定のエリアだけは禁止するけれど、こういうところは許可するというので、木内委員が言ったように、バラバラ出てくると何の宣伝効果もないですね。5メートルで出ても誰も見ないわけですから、広告としても意味があって、気分よく見られるようなものを考えるということだと思えますけどね。いかがでしょうか。

菊池委員

おっしゃる通りで、先程も話が出ましたが、良いイメージはないですね。やはり、お話しいただいたように、ある程度考慮した中でお互いに仕事として、ビジネスチャンスを阻害する理由はないと思いますので、どこまで落とすかというのは、規制を設けた中での話し合いが必要だと思いますね。

山島会長

きれいで良い広告が出るようになると、宇都宮の広告業界は凄いいという評価になるかもしれないですね。ご紹介があったようなものが出たらアウトですね。観光客が非常にたくさんいらっしゃる、SNSなどいろいろなところにアップされるので、宇都宮駅西口みたいに日本で一番悪いと言われたいようにしないといけませんよね。

神原委員

先程の映像を見ても、進行方向に向かってしか広告が付いていないので、反対側から見ると下地しか見えない。後ろから見ると、一番見たくないものしか見えない。LRT側から見れば

広告ですが、それ以外の所からだど、見たくないものしか見えない風景が、あそこにできてしまうというのはどうにかならないかなと思うので、禁止地域を作っていただきたいし、どうせやるなら、車内で広告を見る方が効果的なのではないでしょうか。景観を損ねるような看板の出し方は極力しないしてほしいと思いました。

山島会長

ただ、市街地の中の方は、かなり厳しくするのはなかなか難しいことかもしれないですね。工業団地の方を除いて、第3種許可地域のところとか、現に広告物があるわけですよ。そこをどうするのかということと、現に何もなくて景観的にも非常に良いところをどうするのかということは、分ける必要があるのではないかと思いますね。

塚田幹事

会長からお話がありました中で、L R Tが走行する市街化区域の中では、ほとんど交差点部を拡幅するというようなことになりまして、今ある交差点部の屋外広告物は移転になります。その際に、今の段階で、L R T沿線のある程度のルールを作るというのも一つの考え方かなと思っております。基本的には沿線は出さない、ただ一定のルールの基でどこまで許容できるかというのも、これからの議論の一つなのかなと思っているところです。

山島会長

禁止地域ができるのだから、こういうものしかできませんよという許可の基準は当然できるはずですよ。

塚田幹事

そうですね。条例で定めていますのでできます。

山島会長

これは、屋外広告物を設置する人たちときちんと協議をしていかないと、バトルをすることになります。

木内委員

広告主もそうですね。違反広告物に関する強制力はどの程度あるのですか。規制はしても、例えば県外の業者だと、一つ建ててしまうと軒並みそこに乱立してしまう。その後の撤去など、強制力の有無によってだいぶ違ってくると思います。そこもルールに入れ込むことによって、広告主なのかオーナーなのかというふうに、規制をかける場合には違反広告物に対する対応も入れた方がもっと良いのではないかと思います。

山島会長

撤去はできるはずですよ。

垣生書記

現状も市外・県外の業者が無許可で掲出しているもの、違反広告物が多くありますが、過去に、是正指導中にも関わらず掲出されていたことがあり、設置工事中に撤去の指示を出したこともあります。事業者に対しての違反への指導、及び現地での指導を現状でも行っておりますので、基準をどうするかというのはまだ分かりませんが、手法として、特に禁止地域であるならば、規制・誘導と指導を合わせてやっていく必要もあると思っております。

山島会長

これは、どういう基準で、どういう範囲で規制していくかというのはこれからだと思いますけれども、取締りとなると警察ですか、ご意見をいただきたいのですが。

阿部委員（代理）

関係部署は生活安全課になるかとは思いますが。当初は企業も生き残りをかけて自社広告を出したいという気持ちも分かりますので、この地図を見ますと、第1種許可地域の大部分が高架区間だったものですから、それほど高い位置を走行するのに自家用外広告物が影響するのかなという思いがありましたが、先程の動画を見て、乱立してしまいますし、視界的にも反対側の方、規制すべきなのではないかという意見に正直変わりました。ただやはり、広告を出したい側の気持ちを考えると、ある程度この電停付近とか、的を絞った所だけに設置を許可する方向も、ひとつの考えかなと思えます。

山島会長

高架になりますと、すぐ5メートル下などには設置されませんが、100メートル先も見えます。たぶん沿道をやっていると、遠くの方に大きな字の広告がたくさん出てしまうと思います。それが、日光連山などが見える時にかなり支障になってしまうと思います。そこをどこまで見ていくか。それから高さや色もあると思いますね。高いところから見るので、見える範囲をどう考えるかというのも検討しないといけないですね。現に広告はほとんどないわけですよ。今度、LRTが通るから広告を作りたいということになれば、やはり多少制限をきつなくても。現在設置されている所をできないようにするとすると既得権もありますので。

中野委員

広告のあり方というのもだいぶ変わってきていると思います。かつて広告はデザイン側にとっては凄く良いメディアというか、力を発揮するような場で、面白いことを考えて皆に見てもらおうという場でしたが、それも今変わってきて、ピンポイントで誰がどういう情報が欲しいかということがもう分かってきたので、特にインターネット上ではそういった分析が進んできています。そのため、面白いデザインをして目を引く必要が無くなってきました。ピンポイントで見たい人に見せるというふうに変わってきています。街なかに看板を建ててしまうというのは、目を引いて見てもらおうという狙いだと思いますが、それはもうアートとかと一緒にです。要するに、日常と違うものを出して皆を驚かせて注意を引くというか、印象に残そうという狙いですが、今の時代はそういうのはもう終わっています。もう少し自然な中で、見たい人にだけ見せれば良いような気がします。そこはやはり規制して、見たい人が見るコーナーを作っておけば、見たい人は見るし、見たくない人は見なければ良いという、そういうのが良いのではないですかね。

小花委員

皆さんの意見を聞いてほっとしました。先程のCGアニメーションを見た時は本当に悲しくなっていました。電車でもそうですが、電車に乗っている方たち、通勤の皆さんはスマホを見ていて、見ていない人は車内にある広告を見ている方がほとんどです。外を見てくださるのは観光客の方々です。その方たちに看板で寂しい景色を見せるよりは、インスタ映えするような景色を見ていただきたいと思いますので、是非許可する所以外は全面禁止ぐらいの形でお願いします。見てほしいのは乗降客が見るので、停留所とトランジットセンターだけを許可するような形に近づけていけるとありがたいと思います。

山島会長

規制を頑張ろうという感じですがけれども、いろいろな利害関係者がいると思いますし、市全体の規制との関係もあると思います。他に御意見はございますか。

御意見・御質問も出尽くしたようですので、その他の事項 L R T 沿線における屋外広告物の規制・誘導についてはよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

山島会長

その他、ございますか。

垣生書記

事務局から1件、報告がございます。

次回の景観審議会の開催予定であります。3月を予定しております。日時等、詳細が決まり次第ご連絡させていただきます。諮問事項としまして、宇都宮市景観計画の改定についてを予定しております。

併せまして、LRT沿線の広告物の関係は、未定ではございますが、関係団体の皆様にヒアリング等を行いまして、4月になるかと思っております。またご意見をいただく場を設けたいと考えております。引き続き、よろしくお願い致します。

山島会長

最後に、委員の皆様から何かありますでしょうか。

各委員

意見なし。

< 5. 閉会 >

山島会長

それでは、これをもちまして第17回宇都宮市景観審議会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。